

第27回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年4月23日(火)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 5番 寺澤 正幸
6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男
9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

なし

農地利用最適化推進委員：

3番 大久保 広、 4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 江刺家雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠
主事 工藤 正弥、 会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

ただいまより、第27回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、大久保委員、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、9番、笹山結実男委員、1番、安田正一郎委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。なお、番号3については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。

番号1と番号2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。番号1、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の田んぼ、3筆となります。面積が合計で906㎡。こちらは、使用貸借による利用権の設定となります。貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。使用貸借の期間は、5年間となっております。現地確認は、間賀委員と安田委員をお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑、1筆になります。面積は、666㎡。こちらは、売買による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。〇〇のご住所となります。譲受人が〇〇〇〇。こちらの対価金は、13万5千円となります。現地確認は、工藤委員と笹山委員をお願いしてございます。

以上2件について、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、間賀委員と安田委員に、番号2については、工藤委員と笹山委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

間賀委員 番号1について報告します。確認日は、4月17日、安田委員と2名で現地確認をいたしました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で国道と旧国道Y字路交差点から東側約200mのところに位置し、周囲の状況は東西南北、四方が田となっております。確認者の意見ですが、借人は兼業農家で、所有地は全て耕作されています。今現在、実績もあり水稻を中心に営んでおります。農業

機械は、トラクター、コンバイン、その他一式保有し、家族の状況は、妻、母と3人で、農業経験も長く規模拡大に向け一生懸命取り組んでおり、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。貸人は、一人暮らしの88歳の高齢で、今までも別の方に貸しておりました。借り手の方は、米を作付していましたが、体力的に厳しくなり返されたということです。借人も米の栽培を予定しており、農地の位置も自宅から数百メートルと近く、効率的総合的に利用でき、周辺農地の支障はないと思われまます。よって、この申請は許可相当であると思えます。よろしくお願ひします。

工藤委員 番号2について報告します。4月19日、笹山委員と2名で現地確認をいたしました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区の〇〇集落にあり、南側と東側は宅地、西側と北側は宅地と畑になっていました。譲受人は90歳と高齢ではありますが、東側にある自宅と隣接しており、徒歩移動が可能な場所、今までも長い間借りて耕作していたので、きれいに草取りもされてきました。同じ地区に娘夫婦も住んでいるので、野菜を作ってあげようととても意欲的です。譲渡人は、〇〇での生活が主になる為、今まで貸していたが今回売買ということになりました。譲受人は、いろいろな野菜を作り、自宅からも近いということで効率的に利用でき、地域の調和には支障はないと思われまます。よって、この申請は許可相当であると思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の、番号1と番号2については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 続きまして、番号3については、除斥があります。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願ひます。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第1号、番号3になります。場所は、大字〇〇第〇地割内の田んぼ、1筆となります。面積は、1,653㎡。売買による所有権移転となります。譲渡人が、〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。対価金は、27万円となっております。現地確認は、太田委員と苅谷委員にお願いしてございます。以上、番号3についてご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号3については、太田委員と苅谷委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

苅谷委員 太田委員と2名で現地確認をしました。〇〇公民館から東側100mのところにある農地でございます。北は、畑と住宅、南側と東側は田んぼと山林、西側は住宅となっております。譲渡人の後継者が農業を行わないということで今回手放したいということで譲受人に譲り渡すということでございます。保有している機械、家族状況、農業経験、農地12haの使用収益権等、効率的に利用できると思込まれる方でございます。周辺農地に影響もなく問題ないと判断し、よって許可相当であると考えます。よろしくお願ひします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号3については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の2ページとなります。併せて3ページ、4ページ、5ページが位置図となっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

番号1、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の田んぼ、現況が山林原野となります。面積は818㎡。所有者は、〇〇〇〇となります。非農地の事由ですが、先々代から受け継いだ農地だが水路の確保が困難となったこと、耕作道が狭いため機械化が進むとともに次第に管理が行き届かなくなった。その間、30年以上経過し、自然に雑木等が生い茂ってしまったという状況でございます。現

地確認は、太田委員と荻谷委員にお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑1筆となります。所有者は、〇〇〇〇。非農地の事由ですけれども、当該地を含む農地を平成11年に相続したが法面部にあった当該地は作付が困難であり、昭和60年頃から雑木や竹等が生い茂っていた。現在は竹林となっており、農地復旧は困難であることから、今回、適用外申請に向けての分筆登記を行い申請に至ったという状況でございます。現地確認は、工藤委員と笹山委員にお願いしてございます。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割の畑1筆、6,304㎡となります。所有者につきましては、〇〇〇〇。お亡くなりになってございまして、その法定相続人より申請がございました。当該地は、夫が平成3年に相続したが、周囲を山林に囲まれていることなどからすでに耕作されていない状況にあった。夫が平成30年に亡くなってからも耕作することはなく、以来40年近くが経過している状況にございます。現地確認は、大久保委員と畑林委員にお願いしてございます。

以上、3件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については、太田委員と荻谷委員に、番号2については、工藤委員と笹山委員に、番号3については、大久保委員と畑林委員に、依頼しておりますのでそれぞれ報告をお願いいたします。

荻谷委員 　番号1、〇〇公民館から南側200mのところにあります。現地に行くまでの道路が無い状態になっていました。農地以外になってから長い年月が経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することは著しく困難と認められます。また、周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。

工藤委員 　4月19日、事務局2名と笹山委員と私と4名で現地確認に行っていました。位置は、〇〇地区の〇〇集落にあり、北側は町道、東側は宅地、南側と西側は、宅地と畑になっています。意見として、申請地は竹が生い茂っており、長い物では6mくらいあり農地に復旧することは困難であると思われました。周囲農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

畑林委員 　4月19日に私と大久保委員と事務局2名の4名で現地確認を行いました。〇〇地区の〇〇集落にありまして、〇〇センターから東へ向かって行くと左側に墓地があるんですが、墓地に行く道路を上がっていきまして、墓地から100mくらい行ったところです。山林に囲まれており、農地以外になってから長い年月が経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することは著しく困難と認められます。周囲農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号2について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号3について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 　　日程第5、議案第3号、職員の任免について上程いたします。
朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　議案書の6ページになります。議案第3号、事務局職員の任免について、農業委員会法第26条第3項の規定により、以下のとおり審議をするものでございます。

免ずる職員となります。事務局長、小林浩。局長補佐、長瀬設男。主事、永井重徳。

続きまして、新たに任命する職員。事務局長、江刺家雅弘。局長補佐、竹澤泰司。主事、工藤正弥。産業振興課総括課長及び農政企画担当を併任する発令となります。

以上につきまして、ご提案いたします。よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご質問等ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　それでは、議案第3号については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 　　以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

（ 午後1時57分 ）